

平成30年2月8日(木)

13:30～15:30

津山市総合福祉会館4階大会議室

<発言概要>

(議題)

(1) 各医療機関からの報告

○議長(議事進行)

これまでの報告に対して、御質問・御意見があればお願いします。

○委員

療養病床の稼働率が高い病院・診療所では、介護医療院への転換によって患者が行き場を失うなど、地域住民にとって過酷な状況が生じることにはならないでしょうか。

○報告者

当病院の療養病床では、入院患者の半分くらいは比較的医療ニーズの低い医療区分1の患者だと考えています。

○委員

療養病床の半分は残し、半分は介護施設への転換をすることになるのですか。

○報告者

現在、同一建物の中に、医療施設と介護医療院とが併存できるかについて照会中です。

(議題)

(2) 岡山県病院協会津山支部協議会での報告

質疑なし

(議題)

(3) 地域医療介護総合確保基金等について

○議長(議事進行)

これまでの説明に対して、御質問・御意見があればお願いします。

○委員

地域医療介護総合確保基金（医療分）の「病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業」について、この圏域の医療機関からは要望が出ていますか。

○事務局（保健所）

平成30年度分は、要望が出ないまま締め切りました。31年度要望については、本年（30年）6月か7月に要望を提出していただき、着工は31年8月か9月以降に可能となります。

○委員

この基盤整備事業の助成基準は、公立医療施設にも適用されますか。

○事務局（保健所）

基準も前提としてこの調整会議での合意を経る必要があることも、民間医療施設と同様です。

○委員

この基盤整備事業は急性期病床を減らすことに対しての助成だと思いますが、療養病床を介護医療院等の介護施設に転換することに対しての助成はどうなっていますか。

○事務局（保健所）

医療療養病床から介護施設に転換する場合は、病床転換事業費補助金が利用できます。また、介護療養病床から介護施設に転換する場合には、同じ地域医療介護総合確保基金の介護分から助成されます。

以上